裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十九号

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第三十一号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年十月一日とする。

法務大臣　古川　禎久

内閣総理大臣　岸田　文雄

高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十号

高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一の項中「一万三千二百円」を「一万七千八百円」に、「一万二千七百円」を「一万七千三百円」に改める。

附　則

この政令は、令和四年六月三十日から施行する。

経済産業大臣　萩生田光一

内閣総理大臣　岸田　文雄